

○東京都板橋区立小学校及び中学校の就学指定等に関する実施要綱

(平成15年9月30日教育長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都板橋区立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則(平成15年板橋区教育委員会規則第6号。以下「規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この要綱において使用する用語の意義は、規則において使用する用語の例による。

(変更希望の対象者の特例)

第2条 規則第4条第1項第2号の規定により特に必要と認めた者は、次の各号の者とする。

(1) 家庭内暴力からの避難等やむを得ない理由により住民登録の手続きができない就学予定者で、かつ9月15日までに板橋区に居住していることが確認できる者

(2) 9月15日において板橋区内に住所を有し、又は9月15日までに板橋区に転入若しくは編入の届出をした外国籍の者で、就学予定者に相当する年齢かつ区立学校への就学を希望する者

(変更希望願)

第3条 規則第4条第2項に規定する書面は、別記様式1(以下「変更希望願」という。)に定める。

2 変更希望者の保護者は、変更希望願の提出期間内に限り、変更希望願の内容を変更して再提出することができる。

(変更希望者の住所の基準等)

第4条 変更希望する際の就学予定者の住所は、変更希望願の記載内容にかかわらず、当該変更希望願の提出期間最終日の住所とする。

2 教育委員会は、転入、転居及び転出した者について、当該届出日を住所変更日とみなす。

3 前2項にかかわらず、就学を予定する日から起算して概ね6か月以内に転居する就学予定者の保護者は、当該就学予定者の通学の安全が確保できる場合に限り、変更希望願に転居することが確認できる書面を添えて提出することにより、当該転居先住所を変更希望する際の就学予定者の住所とすることができる。

(適用除外校)

第5条 規則第4条第1項ただし書きにより制限する学校(以下「適用除外校」という。)は、当該学校及び周辺の学校の施設状況並びに当該学校の通学区域及び周辺区域の就学予定者数の状況等を勘案し、年度毎に教育長が決定するものとする。

2 適用除外校への変更希望は、規則第4条第3項第3号及び第4号の規定により変更希望をしようとする者を除き、これを行うことができない。

(審査)

第6条 提出された変更希望願が、変更希望を申し出ることができる要件を欠くとき、又は、規則第4条第3項の別に教育長が定める審査基準(以下「審査基準」という。)に該当しないときは、教育委員会は、すみやかに当該就学予定者の保護者にその旨を通知する。

2 審査基準は、別表第1に定めるものとする。

(区内転居者の就学指定)

第7条 規則第3条第2項により教育委員会が入学予定校を通知した後に、就学指定を行う日の前日ま

で、区内かつ通学区域の異なる住所への転居の届出を行った就学予定者の就学指定は、次の各号の場合を除き、規則第3条第1項本文の規定を適用する。

- (1) 小学校への就学予定者のうち、変更希望願を提出し、提出期間が経過した後に区内転居した場合、変更希望した学校が転居先の隣接校であれば、変更希望を有効とする。
- (2) 中学校への就学予定者のうち、変更希望願を提出し、提出期間が経過した後に区内転居した場合、変更希望を有効とする。
- (3) 中学校への就学予定者のうち、変更希望願を提出せず、提出期間が経過した後に区内転居した場合、転居前の入学予定校を就学指定する。

(決定後の取消)

第7条の2 変更希望願を提出した就学希望者の保護者は、提出期間を経過後に、その変更希望願を取り下げることとはできない。ただし、抽選により補欠に登録された場合は、第9条の規定により辞退することができる。

(抽選)

第8条 規則第5条に規定する抽選の実施にあたり、当該児童等の兄弟姉妹が同一学年に在籍予定又は双子等の場合には、一組の申請として扱うことができる。

(補欠登録者の再希望)

第9条 規則第5条第2項により補欠に登録された者は、抽選日以降の教育長が定める期間内にその登録を辞退することで、受入可能校への変更を希望することができる。

- 2 前項の規定による希望（以下「再希望」という。）は、再希望受付票を教育委員会に提出することにより行う。
- 3 教育委員会は、再希望が審査基準に該当するときは、受入可能数の範囲内で先着順により再希望どおりに就学指定を行う。

(入学辞退者等)

第10条 規則第5条第2項に規定する入学辞退者等は、次の各号に定める者とする。

- (1) 板橋区外に転出した者
- (2) 国立、都立及び私立小中学校への入学が決定した者
- (3) 他の市区町村への区域外就学が決定した者
- (4) 特別支援学校又は特別支援学級への入学が決定した者
- (5) 就学指定校変更により入学する学校を変更した者
- (6) 再希望した者
- (7) 規則第5条第2項の規定により他校の繰上当選となった者
- (8) その他当該区立学校に入学しないことが判明した者

(転入予定者の就学指定)

第11条 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に基づき就学指定する期日から入学期日まで、予め板橋区に転入することが書面をもって確認できる就学予定者の保護者から就学指定の申出があった場合、教育委員会は、その日をもって転入の届出が行われたものとみなし、規則第7条の規定を準用することができる。

(心身に障がい等を有する者の就学相談)

第12条 規則第4条第1項及び第7条に該当する児童等が心身に障がい等を有する場合には、就学相談を優先させるものとする。

(変更希望願の公開)

第 13 条 変更希望願の取扱については、東京都板橋区個人情報保護条例（平成 8 年板橋区条例第 25 号）を適用する。

(調整区域)

第 14 条 規則第 2 条第 2 項第 4 号及び第 4 条第 3 項第 4 号に規定する調整区域及び当該調整区域における通学区域変更前に定めのある区立学校は、別表第 2 のとおりとする。なお、第 5 条及び規則第 4 条第 3 項第 4 号の規定に該当するのは、当該調整区域を指定した時点で当該調整区域に住所を有し、その後も当該調整区域に住所を有し続けている者に限る。

2 調整区域の指定期間は、当該調整区域を指定した日から原則 2 年間とする。ただし、教育長が特に必要と認めた場合、最長 5 年間指定することができる。

(仮移転調整区域)

第 15 条 規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する仮移転調整区域の区域及び指定期間並びに規則第 4 条第 3 項第 4 号により当該仮移転調整区域において教育委員会の指定する学校は、別表第 3 のとおりとする。

2 前項の指定期間のうち開始時期は、当該仮移転調整区域の通学区域校が仮移転する日の属する年度から 6 年（中学校にあっては 3 年）遡及する年度の 8 月 1 日とし、終了時期は当該仮移転調整区域の通学区域校が仮移転を終了する日の属する年度の前年度の末日とする。ただし、仮移転の期間が指定後に変更となった場合は、この限りでない。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 5 項の規定のうち就学予定者以外の者に係る部分及び第 10 条について、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 18 年 8 月 25 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。ただし、この要綱による改正後の東京都板橋区立小学校及び中学校の就学指定等に関する実施要綱の規定は、就学予定者が平成 26 年 4 月 1 日以降に就学する場合について適用し、同日前に就学する場合については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。ただし、別表第1について従前の例により既に指定されている調整区域指定期間については、この要綱の改正による変更は行わないこととする。

付 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

別に教育長が定める審査基準

区分	入学予定校変更希望制審査基準
1	入学予定校と比較し、利便性または安全面において、より通学しやすい学校へ変更希望する場合
2	兄弟が翌年度も在籍している学校へ変更希望する場合
3	友人と同じ学校に通うため、その友人の入学予定校へ変更希望する場合
4	部活動を理由とする場合（中学校に限る）
5	当該児童・生徒に適した教育環境の学校へ変更希望する場合
6	在学している区立小学校の属する学びのエリアの区立中学校へ変更希望する場合
7	その他教育的な配慮を必要とし、入学予定校を変更することが真にやむを得ない特別な理由であると教育長が認めた場合

別表第2（第14条関係）

調整区域

	調 整 区 域	通学区域変更前に定めのある 区立学校	指定期間
1	板橋三丁目 6 番から 14 番 16 番から 22 番 30 番から 43 番 板橋四丁目 56 番から 62 番	金沢小学校	平成 18 年 8 月 25 日から 平成 20 年 8 月 24 日まで
2	大和町 11 番から 13 番 33 番から 40 番	中根橋小学校	平成 18 年 8 月 25 日から 平成 20 年 8 月 24 日まで
3	前野町二丁目 18 番 前野町六丁目 1 番から 7 番	前野小学校	平成 20 年 4 月 1 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで
4	坂下三丁目 9 番、10 番	志村第六小学校	平成 23 年 8 月 1 日から 平成 25 年 7 月 31 日まで
5	清水町 1 番から 12 番 26 番から 37 番 38 番（1 号を除く）、39 番	加賀小学校	平成 24 年 8 月 1 日から 平成 26 年 7 月 31 日まで
6	蓮沼町 23 番、24 番 35 番から 83 番	志村第二小学校	平成 26 年 8 月 1 日から 平成 31 年 7 月 31 日まで
7	前野町二丁目 36 番	前野小学校	平成 26 年 8 月 1 日から 平成 31 年 7 月 31 日まで
8	常盤台一丁目 33 番から 37 番	富士見台小学校	平成 26 年 8 月 1 日から 平成 31 年 7 月 31 日まで
9	大和町 9 番、10 番、41 番、42 番	中根橋小学校	平成 29 年 8 月 1 日から 平成 31 年 7 月 31 日まで
10	小茂根三丁目 1 番から 6 番・ 10 番から 17 番 小茂根四丁目 小茂根五丁目 1 番から 7 番	上板橋第二中学校	令和 3 年 8 月 1 日から 令和 5 年 7 月 31 日まで

別表第3（第15条関係）

仮移転調整区域

	区域	指定期間	指定する学校
1	常盤台一丁目1番から32番・38番から68番	令和3年8月1日から 令和8年3月31日まで	上板橋第三中学校
2	常盤台二丁目		
3	中板橋24番・28番から31番 弥生町23番、24番、29番から39番		板橋第三中学校